○関東地方整備局告示第三百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字境新田相生原一〇四七番四一地先から同町大字軽井沢字境新田相生原一〇四七番四八まで	前	二〇・四〇～四〇・〇〇メートル
	後	二四・六〇～四〇・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字境新田相生原一〇四七番四一地先から同町大字軽井沢字境新田相生原一〇四七番四八まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福井県大飯郡おおい町尾内二四字八ケ崎三二番地内	前	一七・五〇～一七・五〇メートル
	後	一七・五〇～一七・五〇〇・〇四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県大飯郡おおい町尾内二四字八ケ崎三二番地内	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月十八日

○近畿地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大阪市西淀川区千舟一丁目一番一から同市西淀川区千舟二丁目一一番二まで	前	二七・〇〇～二八・五〇メートル
	後	二七・〇〇～二八・五〇〇・一六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十八日　近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項十六、指定の有効期間の欄中「平成十六年十一月四日から五年間」を「平成二十一年十一月四日から五年間」に改める。

○北海道開発局告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日　北海道開発局長　関　克己

一 道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道三百三十三号	北海道常呂郡佐呂間町字栃木から北見市北陽まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北見市北陽から同市仁頃町まで	〃

二 他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　KDDI株式会社　ネットワーク建設本部長　内田　義昭

住所　東京都千代田区飯田橋三丁目一〇番一〇号

三 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四 管理の期間　平成二十一年九月十日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日　北海道開発局長　関　克己

一 道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道三百三十三号	北海道常呂郡佐呂間町字栃木から北見市北陽まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北見市北陽から同市北陽まで	〃

二 他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ　執行役員北海道支社長　西岡　廣明

住所　札幌市中央区北一条西十四丁目六